

(新)環境影響高懸念物質評価・管理手法調査

43百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

現行化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)では、難分解性物質のみを法の対象としており、難分解性でない物質(例:ベンゼン)等は規制の対象外となっているが、良分解性であっても環境中に多量に排出される場合は、人又は動植物への影響が懸念されることから、3省合同の審議会における化審法の見直し議論においても、こうした物質について、国は、同法による措置を行うことが適当かどうか検討を行い、リスク評価・管理を進めていくべきとの方針が示されている。

一方、EUでは、本年6月から本格施行されているREACH規則において、発がん性、変異原性、生殖毒性(CMR)物質等は「高懸念物質(SVHC)」とされ、製造の認可・制限や製品への含有規制が実施される。

よって、化審法改正を契機に、これらの環境影響の懸念が高い物質について、EU等の海外の制度との整合性にも留意しつつ、国内外の評価基準・規制対象物質リストの比較検討、候補物質の抽出、良分解性物質を対象にしたばく露・生態影響評価手法の検討、高懸念化学物質含有製品の使用・廃棄段階における排出・残留実態の推計手法の検討を行う。

2. 事業計画

平成21年度～平成22年度

3. 施策の効果

現在化審法の対象外である良分解性物質も含め、環境影響の懸念が高い化学物質の評価・管理手法を確立することにより、化審法の見直しの方向性に沿った化学物質の適切な管理体系の実現に寄与する。

環境影響高懸念物質について(背景)

< 国際的な動向 >

- 欧州REACH規則では、発がん性、変異原性、生殖毒性(CMR)物質等が「高懸念物質(SVHC)」とされ、製造・輸入の認可・制限や製品への含有規制を規定。
 - ✓ 平成20年10月、SVHC候補15物質(うち3物質は良分解性)を決定。
- カナダでも、リスク評価結果に基づき、順次制限措置を導入。
- 米国カリフォルニア州では、発がん物質をリストアップし、製品含有を規制。



- 我が国企業も輸出品への化学物質に使用につき対応が迫られている。

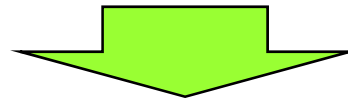
< 国内の動向 >

化審法見直しの審議(中央環境審議会等)において、良分解性物質を含めたリスク評価・管理の必要性が指摘される。



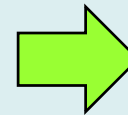
化審法見直し合同委員会報告書案

- 上市後のすべての化学物質を対象として段階的にリスク評価
- リスクが高い物質を第二種特定化学物質に指定し、所要の規制
- 良分解性物質の扱いについては政府においてさらに検討。



環境影響高懸念物質評価・管理手法調査

国内外の評価基準・規制対象物質リストの比較検討、候補物質の抽出
良分解性物質を対象にしたばく露・生態影響評価手法の検討
対象物質含有製品の使用・廃棄段階における排出・残留実態の推計手法の検討



- 国際的に調和のとれた環境影響高懸念物質の評価・管理手法を確立
- 環境影響高懸念物質の取扱い指針の作成、表示制度の運用等